

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

家庭用燃料電池システム設置事業費補助金交付決定通知兼確定通知書

年 月 日付けで申請があった静岡市家庭用燃料電池システム設置事業費補助金については、静岡市家庭用燃料電池システム設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので通知します。

- 1 交付決定（確定）額 円
- 2 交付の条件
  - （1）要綱第6条に掲げる記載事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - （2）補助事業等が予定の期間内に完了しないときは、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
  - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
  - （5）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。
  - （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
  - （7）（1）から（6）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。